

委託外医療機関で予防接種を受けることができます

委託外医療機関・・・剣淵町と委託契約をしていない剣淵町立診療所、士別市立病院以外の医療機関

剣淵町では平成28年度から委託外医療機関で予防接種を受けることが可能となりました。対象者、手続きは下記のとおりです。

対象者

予防接種を受ける時点で、剣淵町に住民票があり、次のいずれかに該当する方です。

- 1 心臓血管系疾患、腎臓疾患、肝臓疾患、けいれんその他の疾患により、受託外医療機関に通院している方で主治医がいる方（医師の意見書により受託医療機関で予防接種を受けることができる者を除く。）
- 2 町外等に長期滞在し、予防接種の接種期限までに受託医療機関において予防接種を受けることができない方
- 3 受託外医療機関に入院し、または施設等に入所している方

手続き

- ①剣淵町健康福祉課で**予防接種依頼書の交付申請**をしてください。
※申請には印鑑又は本人確認書類が必要です。また、郵送での申請も可能です。
- ②審査の結果（審査には1週間程度かかります）、適当と認められた場合は、**予防接種依頼書と予防接種実施報告書兼助成金申請書**（必要であれば予診票）を発行します。
- ③予防接種依頼書を依頼先（市町村・医療機関）に提出し、予防接種を受けます。
- ④**予防接種実施報告書兼助成金申請書**に必要事項（振込口座等）を記入し、領収書、予診票の写し、母子健康手帳（写し可）を添えて剣淵町健康福祉課に申請してください。（郵送での申請も可能です。）
※接種日から1年以内に申請してください。

